

障企発 1008 第 2 号
年管管発 1008 第 3 号
令和 2 年 10 月 8 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)
年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の改正に伴う対応について
(協力依頼)

厚生労働行政の推進につきまして、平素から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号。以下「給付金法」という。）に基づく年金生活者支援給付金の支給は令和元年 10 月より開始されており、また、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）が令和 2 年 6 月 5 日に公布及びその一部が施行され、給付金法の一部が改正されたところです。

これに伴い、令和 2 年度においては、所得が前年より低下したこと等により、令和 2 年度に新たに年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）の支給対象となる方については、令和元年度と同様に簡易な給付金請求書（はがき型）（別添 1）を送付することとなっております（すでに給付金を受給している方については新たな手続きは不要）。具体的には、主として以下の区分に応じて関係書類が送付されます。

- ・ 令和 2 年 4 月 1 日時点で基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方（以下「簡易な給付金請求書（はがき型）対象者」という。）に対しては、日本年金機構（以下「機構」という。）から、令和 2 年 10 月中旬以降順次^{※1}、簡易な給付金請求書（はがき型）^{※2}を、年金関係の通知をお送りしている住所へ送付します。

- ・ 65歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方（以下「老齢基礎年金新規請求者」という。）に対しては、機構から、65歳の誕生月の約3カ月前に、A4サイズの給付金請求書（以下「給付金請求書」という。）が、年金請求書と同封して送付されます。
- ・ 障害基礎年金又は遺族基礎年金を新規に請求する方に対しては、その方からの請求により年金請求書にあわせて給付金請求書が送付されます。
- ・ その他の方（例：特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合（私学事業団を含む。以下同じ。）へ基礎年金を請求する方^{※3}等）に対しては、受給する年金に応じた給付金の御案内等が送付されます。

※1 令和3年度以降は、毎年9月頃から順次、簡易な給付金請求書（はがき型）を送付する予定です。また給付金は毎年、前年の所得等に基づく支給判定を行っていますが、当該支給判定に用いる対象期間については、令和2年度までは8月～翌年7月であったところ、令和3年度以降は10月～翌年9月へ変更されます。

※2 簡易な給付金請求書（はがき型）に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼って郵便ポストへ投函することにより請求手続を行っていただきます。

※3 以下のような場合が該当します。

- ・ 共済組合のみに加入していた方が老齢基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- ・ 共済組合に加入している期間中に初診日がある方が当該病気やケガにより障害基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- ・ 共済組合の加入者であった方が亡くなった場合に、加入者の遺族が遺族基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合

これらを受けて、簡易な給付金請求書（はがき型）対象者、老齢基礎年金新規請求者、障害基礎年金若しくは遺族基礎年金を新規に請求する方等（以下「簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等」という。）は、それぞれ簡易な給付金請求書（はがき型）又は給付金請求書（以下「簡易な給付金請求書（はがき型）等」という。）を日本年金機構に提出していただくことにより給付金請求手続を行っていただくことが必要となりますが、その際、障害等により、御自身だけでは手続が困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいらっしゃる事が想定されます。

つきましては、簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等が給付金の支給手続を円滑に行えるように、下記の御対応をお願いしたいので、貴管内市区町村及び

貴管内施設等への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

記

1. 簡易な給付金請求書（はがき型）等が届いたことを確認した場合の対応

障害者が入所・入居する施設等へ簡易な給付金請求書（はがき型）等が封入された封筒が送付された場合には、確実に簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等のお手元に届くよう御配慮いただくとともに、簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等に対して、

- ① 封筒の中身が、給付金を受け取るための大切なお知らせであり、御自身で内容を十分に御確認いただく必要があること
- ② 給付金を受け取るためには簡易な給付金請求書（はがき型）に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函していただく必要があること、また、簡易な給付金請求書（はがき型）についてはなるべく記載の締切日までに届くよう御提出いただきたいこと
- ③ 御不明点等については、「ねんきんダイヤル」又はお近くの年金事務所に相談可能であること

をお伝えいただく等、可能な限り御協力をお願いいたします。

また、障害福祉サービスを利用する簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等の居宅へ簡易な給付金請求書（はがき型）等が送付され、簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等から障害福祉サービス事業所へ相談があった場合等も、同様に、可能な限り御協力をお願いします。

なお、簡易な給付金請求書（はがき型）については、記載の締切日までに御提出いただけなかった場合もお手続きは可能ですが、令和 3 年 2 月 1 日までに届くよう御提出いただけなかった場合は、令和 3 年 3 月分以降からのお支払いとなり、令和 2 年 8 月分から令和 3 年 2 月分までの給付金を受け取れませんので、その点に御留意いただき、早期にお手続されるようお伝えください。

2. 御自身による確認等が困難な場合の対応

簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等が、障害等により、御自身にて簡易な給付金請求書（はがき型）等を確認することが困難といった事情がある場合は、障害者が入所・入居する施設等の職員等から、御家族、身元引受人又は後見人等に対して、簡易な給付金請求書（はがき型）等の確認を依頼していただくよう、可能な限り御協力をお願いいたします。

なお、簡易な給付金請求書（はがき型）等の氏名等を自筆で書くことが困難な場合には、代理人等が代筆することが可能です。この場合は、御本人の押印が必要となります。

3. 管轄の年金事務所との連携

御不明点がある場合には、お近くの年金事務所へ御相談ください。

（参考）

年金生活者支援給付金制度の概要等については、以下の厚生労働省ホームページも御参照願います。

<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkyuufukin/index.html>

別添 1：簡易な給付金請求書（はがき型）

別添 2：簡易な給付金請求書（はがき型）同封リーフレット

別添 3：簡易な給付金請求書（はがき型）封筒

対象者の基礎年金番号

9999-999999

令和2年12月支払いのため

令和2年10月30日

までに届くよう投函してください

上記より遅れてご提出の場合は、お支払いが令和3年1月以降となります。

168-8505

東京都杉並区高井戸西

XX-XX-X

年金 太郎 様

XXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXX



年金生活者支援給付金請求書



←二次元コードは、事務処理で使用するため、汚さないでください。

年金生活者支援給付金を請求します。

提出日 令和 年 月 日

氏名	(フリガナ) XXXX XXXX	電話番号			
	Ⓜ				
基礎年金番号	9999-999999	生年月日	XX99年99月99日	種別コード	1

※上記の太枠内を必ずご記入ください。

◎ 日本年金機構では、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）

2010 1018 016

切り離してご提出ください

見本

郵便はがき

119-0182

杉並南郵便局留

【東京都杉並区高井戸西3-5-24】

日本年金機構 行

カスタマバーコード

〒

住所

氏名

差出人

<切り取り線>

このはがきは、あなたの年金に上乗せして支給される年金生活者支援給付金を受け取るための請求書です。

年金生活者支援給付金を受け取るためには、この請求書の提出が必要となりますので、速やかにお手続きをお願いします。

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得金額が一定基準以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

● 請求した場合の年金生活者支援給付金の見込額（月額）は次のとおりです。

年金生活者支援給付金 見込額（月額）	X,XXX 円
給付金種別	老齢 年金生活者支援給付金

※実際に支給される年金生活者支援給付金額は、この見込額（月額）と異なる場合があります。

※見込額欄が「*」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。

ご記入の際は、
同封の「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内リーフレット」をご覧ください

お手数ですが
63円切手を
お貼り
ください。

年金生活者支援給付金請求手続きの ご案内リーフレット

見本

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- ✓ 本案内は年金生活者支援給付金が受け取れる方に、ご案内しています。
- ✓ 同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に、必要事項をご記入の上、なるべく令和2年10月30日までに届くようご提出ください※1。

■ 請求手続きの流れ

① 同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を切り取り線に沿って切り離し、氏名などを記入



② 目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函

- 審査結果の通知が到着
- 支給決定の場合は、お支払い月の上旬に、振込通知書が到着

③ 受給している年金と同時に、年金生活者支援給付金を支給※2

【ご注意ください】

- ※1 令和2年10月30日までに請求書が届くようにご投函いただけなかった場合も手続きは可能です。ただし、令和3年2月1日までに請求書が届くようにご投函いただけなかった場合、令和3年3月分以降からのお支払いとなり、令和2年8月分から令和3年2月分までの年金生活者支援給付金を受け取れません。
- ※2 年金生活者支援給付金のお支払いは、2か月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

ご不明な点がございましたら、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。

『ねんきんダイヤル』：0570-05-1165（ナビダイヤル）

はがき（年金生活者支援給付金請求書）の書き方と見方 見本

■ 記入例

年金生活者支援給付金請求書

年金生活者支援給付金を請求します。

提出日 令和 元年 XX 月 XX 日

氏名 給付金 太郎

電話番号 03-9999-XXXX

基礎年金番号 9999-999999 生年月日 昭和30年1月1日 種別コード 1

※上記の太枠内を必ずご記入ください。

◎ 日本年金機構では、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）



① 下記㉖～㉙をすべてご記入ください。

㉖ 本はがきの宛名に記載のある氏名を書いてください。

※ 自筆署名の場合、押印は不要です。

㉗ 記入した日を書いてください。

㉙ 日中通じる電話番号を書いてください。

② 同封の目隠しシールを、㉖㉗㉙の面を覆うように貼ってください。

③ 表面に切手を貼り、郵便ポストへご投函ください。

※ はがき（年金生活者支援給付金請求書）は折り曲げたり、目隠しシール以外のシール等を貼ったりしないでください。

■ 年金生活者支援給付金の見込み額

このはがきは、あなたの年金に上乗せして支給される年金生活者支援給付金を受け取るための請求書です。

年金生活者支援給付金を受け取るためには、この請求書の提出が必要となりますので、速やかにお手続きをお願いします。

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得金額が一定基準以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

● 請求した場合の年金生活者支援給付金の見込み額（月額）は次のとおりです。

年金生活者支援給付金 見込み額（月額）	X,XXX 円
給付金種別	老齢 年金生活者支援給付金

※実際に支給される年金生活者支援給付金額は、この見込み額（月額）と異なる場合があります。

※見込み額欄が「*」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。

ご記入の際は、同封の「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内リーフレット」をご覧ください

○ 赤枠の見込み額（月額）は、令和2年10月時点で受給している年金をもとに算出しています。

※ 現在、受給している年金の種類や保険料納付済期間等により、実際に受け取れる給付額は、この見込み額と異なる場合があります。また、見込み額欄が「*」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。

○ 給付額の計算方法は、裏面をご覧ください。

給付金のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

ねんきんダイヤル : 0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050 から始まる電話でおかけになる場合は (東京) 03-6700-1165

<受付時間>

月曜日 午前8:30～午後7:00 * 月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで。
火～金曜日 午前8:30～午後5:15 * 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

○ お問い合わせの際は、はがき（年金生活者支援給付金請求書）をご用意ください。

(注) 間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

給付金種別が「老齢」の方

■ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金※を受けている
- ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,900円以下である

※ 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

■ 給付額

基準額に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります※¹。

① 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,030円 \times \text{保険料納付済期間}^{\ast 2} / 480\text{月}^{\ast 3}$$

② 保険料免除期間に基づく額（月額）

$$= 10,856円^{\ast 4} \times \text{保険料免除期間}^{\ast 2} / 480\text{月}^{\ast 3}$$

※¹ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が779,900円を超え879,900円以下の方には、①に一定割合（注）を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

（注） $(879,900円 - \text{前年の年金収入と所得の合計額}) \div 100,000円$ で計算します。

※² 給付額の算出のもととなった保険料納付済期間や保険料免除期間は、お手持ちの年金証書や支給金額変更通知書等で確認できます。

※³ 昭和16年4月1日以前に生まれた方は、生年月日に応じて480月を短縮します。

※⁴ 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は10,856円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間は5,428円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動します。

給付額の例

▶ 納付済月数が480カ月、全額免除月数が0カ月の場合

$$\text{① } 5,030円 \times 480 / 480\text{月} = 5,030円 \quad \text{② } 10,856円 \times 0 / 480\text{月} = 0円$$

$$\text{〈合計〉 } \text{① } 5,030円 + \text{② } 0円 = 5,030円 \text{（月額）}$$

給付金種別が「障害」の方

■ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 障害基礎年金※¹を受けている
- ② 前年の所得額が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円※²」以下である

※¹ 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※² 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

■ 給付額

- 障害等級が2級の方：5,030円（月額）
- 障害等級が1級の方：6,288円（月額）

給付金種別が「遺族」の方

■ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 遺族基礎年金を受けている
- ② 前年の所得額が「4,621,000円＋扶養親族の数×38万円※」以下である
 - ※ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

■ 給付額

○ 5,030円（月額）

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,030円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

留意事項

■ 添付書類は不要

- ・ 市町村から提供を受ける所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定していますので、基本的に課税証明書等の添付は必要ありません。
 - ※ 所得情報を確認できない場合など、提出をお願いする場合があります。
 - ※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。
- ・ 支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。
- ・ 支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」をお送りします。

■ 給付額の改定

- ・ 給付額は、毎年度、物価の変動による改定（物価スライド改定）があります。
- ・ 給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金支給金額改定通知書」をお送りします。

■ 年金生活者支援給付金が支給されない場合

※このご案内をお送りした方も同様です。

- ・ 次の①～③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。
 - ① 日本国内に住所がないとき
 - ② 年金が全額支給停止のとき
 - ③ 刑事施設等に拘禁されているとき
- ・ ①または③の場合は必ず届出が必要となりますので、ねんきんダイヤルまたは年金事務所にご相談ください。

■ ご記入が困難な場合

- ✓ 請求書の氏名などを自筆で書くことが困難な場合には、代理人などがご本人の氏名などをご記入いただけます。この場合は、押印が必要となります。

簡易な給付金請求書（はがき型）送付用封筒

年金生活者を支援する給付金を
受け取るための大切なお知らせです。

料金後納
郵便

（開封前に宛名をご確認ください。）

重要手続き書類在中

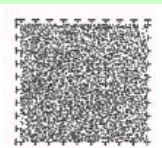


日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

見本

あなたは年金生活者支援給付金を
受け取ることができるため
同封のはがきを提出してください



※このマークは、音声コードです。
目の不自由な方も封筒情報を
音声で聞くことができます。

『日本年金機構ホームページ』

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

二次元
コード

2010 1018 017